

三重県専修学校高等課程修業奨学金制度

のご案内

(令和7年4月施行)

対象者の条件 次のいずれにも該当すること

- 1 三重県内に住所を有する方。(未成年の場合は保護者が三重県内に住所を有している。)
- 2 専修学校高等課程(専ら職業に必要な能力を育成することを目的とし、国家試験又は国家試験に準ずる試験の受験資格が得られるものに限る。)に在学中である。
- 3 高等学校もしくはこれと同等以上の教育施設に在学していない、又はこれらの教育施設を卒業していない、もしくは修了していない方。
- 4 同一の世帯に属する全ての方の所得の合計額が一定の基準以下である。(※注)
- 5 日本学生支援機構奨学金、母子父子寡婦福祉資金修学資金、社会福祉協議会の修学資金その他の県が定める奨学金を他に利用していない方。

※(注)「一定の基準」とは、「経済状況等を考慮して知事が別に定める基準額」を言います。基準額は、おおよそ次のとおりです。

家族構成	3人以下の家族	4人家族
対象となる所得額の上限 (給与所得控除後の金額の合計)	410万円	500万円

貸与金額

進学先専修学校の種別	通学状況	修業費(月額)	修業支度費 (入学時一時金)
公立	自宅通学	18,000円/月	40,000円又は80,000円 (いずれかを選択)
	自宅外通学	23,000円/月	
私立	自宅通学	30,000円/月	50,000円又は100,000円 (いずれかを選択)
	自宅外通学	35,000円/月	

* いずれも無利子です。

* 修業費、修業支度費のいずれか一方のみの利用もできます。

はじめに

三重県では、学習意欲がありながら、経済的な理由により専修学校高等課程で修業することが困難な生徒に対し、奨学金の貸与を行っています。

奨学金は、卒業後12年以内に返還していただき、次の世代の生徒が利用する奨学金のための資金として引き継がれていきます。



申し込みの方法

- 申込先 : 三重県 環境生活部 私学課
- 申込みの時期 : ◇通常申込 5月1日から6月15日まで
◇予約申込 10月1日から11月15日まで (次年度に専修学校高等課程へ入学することを考えている方を対象に、奨学金の予約申込を受け付けます。)
◇緊急申込 上記の申込先までご相談ください。
- 提出書類 : 申請書の他に、**同一世帯(同一生計)の全ての方の住民票、所得証明書(又は課税証明書)、収入の内容が分かる書類のコピー**(源泉徴収票、年金改定通知書、給与明細など)、**在学証明書**などが必要です。(詳しくは三重県 環境生活部 私学課までお問い合わせください。)

その他

- 1 申込時に、保護者以外の連帯保証人(原則、県内在住で貸与開始月の初日現在で65歳以下の返済能力のある成人の方)1名が必要です。
- 2 貸与を受けた奨学金は、専修学校を卒業後12年以内に返還していただきます。ただし、本人が心身に重大な障がいを受けて、将来にわたって働けなくなったり、本人、保護者ともに、けがや病気、災害などにより返還が困難になったときには、返還の免除や猶予を行うことがあります。



お問い合わせ先 : 三重県 環境生活部 私学課
Tel : 059-224-2161